証券コード：6513
平成28年６月10日

株　主　各　位

埼玉県さいたま市桜区栄和三丁目３番27号
オリジン電気株式会社
代表取締役社長　妹尾一宏

第115期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第115期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月28日（火曜日）午後５時までに到着するようご返送賜りたくお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年６月29日（水曜日）午前10時
２．場　　所　　埼玉県さいたま市中央区新都心11番地２
明治安田生命さいたま新都心ビル　22階　大会議室
（当社は平成27年11月２日付をもって、本社を東京都豊島区から埼玉県さいたま市に移転しましたので、株主総会の開催場所を上記のとおり変更いたしました。ご来場の際は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意願います。）
３．目的事項
報告事項
１．第115期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第115期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款の一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第７号議案　役員賞与支給の件

以　上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
○本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.origin.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。
○株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.origin.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況

（1）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和を背景に、企業収益や雇用・所得環境の改善が見られるなど、景気は穏やかな回復基調が続きました。一方で、中国をはじめとする新興国経済の減速に加え、年明けから円高・株安が急速に進むなど不安定な金融市場の影響により、景気は先行き不透明な状況が続いております。

このような中、当連結会計年度の売上高は、主としてメカトロニクス事業が減収となり、323億７千２百万円（前期比11.6％減）となりました。

利益面におきましては、営業利益15億6千万円（前期比46.9％減）、経常利益17億５千９百万円（前期比49.7％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は10億１千万円（前期比64.8％減）となりました。

次に各事業の概況についてご報告申しあげます。

〔エレクトロニクス事業〕

エレクトロニクス事業の売上高は前期比3.8％減の90億９千１百万円（総売上高の28.1％）となりました。

製品別の内訳では、通信用電源においてはスマートフォン、タブレット等の携帯端末の通信品質向上に伴う投資増加で無線基地局用電源の販売が好調に推移しました。また、高圧電源では液晶ディスプレイ製造装置および環境対応機器用電源は順調に推移しましたが、半導体製造装置の設備投資伸び悩みによる販売の落込みをカバーしきれませんでした。

〔メカトロニクス事業〕

メカトロニクス事業の売上高は前期比47.4％減の29億８千1百万円（総売上高の9.2％）となりました。

光半導体用小型溶接機は光通信関連市場の活況により計画通りに推移しましたが、中国拡販を進めているMDB（Mobile Display Bonder）は下期受注が増加したものの、売上げに寄与するまでには至らず売上減となりました。

〔ケミトロニクス事業〕

ケミトロニクス事業の売上高は前期比5.9％減の108億１千万円（総売上高の33.4％）となりました。

自動車分野においては欧米自動車メーカーおよび国内軽自動車メーカーへの新規参入、化粧品分野においてはインバウンド効果などにより売上増となりましたが、中国、タイなど海外拠点の売上減を補完できず、グループ全体としては売上減となりました。

〔コンポーネント事業〕

コンポーネント事業の売上高は前期比5.3％減の94億８千８百万円（総売上高の29.3％）となりました。

半導体デバイスは、車載向けパワーデバイスが堅調に推移しましたが、環境関連市場向けモジュールおよびデジタルカメラ向けディスクリート製品の販売低迷により、売上高は前期比15.4%減の24億９千３百万円（総売上高の7.7%）となりました。

精密機構部品は、複写機・プリンタ関連とATMなどの金融機器関連向けが期前半は堅調に推移しましたが、期後半は、中国の金融機器市場の低迷が影響し、売上高は前期比1.1%減の69億９千４百万円（総売上高の21.6%）となりました。

事業の種類別売上高の推移

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度	前連結会計年度	前期比増減率
エレクトロニクス事業（百万円）	9,091	9,449	△3.8%
メカトロニクス事業（百万円）	2,981	5,663	△47.4%
ケミトロニクス事業（百万円）	10,810	11,488	△5.9%
コンポーネント事業（百万円）	9,488	10,024	△5.3%
合計（百万円）	32,372	36,625	△11.6%

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、本社および本社工場移転に伴う新棟建設を中心に総額30億２千３百万円を投資しております。

③ 資金調達の状況

当社は、機動的な財務戦略をとり、資金の効率的な調達を行うため、平成27年９月18日に取引銀行７行と総額50億円の特定融資枠契約（シンジケーション方式によるコミットメントライン）を締結しております。

当連結会計年度末における特定融資枠契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

特定融資枠契約の総額	5,000百万円
当連結会計年度末借入実行残高	2,500百万円
差引残高	2,500百万円

(2) 財産および損益の状況

期別 / 項目	第112期 (平成25年３月期)	第113期 (平成26年３月期)	第114期 (平成27年３月期)	第115期 (当連結会計年度) (平成28年３月期)
売上高（百万円）	39,507	31,011	36,625	32,372
経常利益（百万円）	3,384	1,059	3,498	1,759
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,288	483	2,872	1,010
１株当たり当期純利益（円）	38.63	14.49	86.15	30.32
総資産（百万円）	35,596	39,529	42,628	42,764
純資産（百万円）	18,326	20,314	25,693	25,555

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
北海道オリジン株式会社	300	100	半導体デバイスおよび精密機構部品の製造
埼玉オリジン株式会社	30	100	電源機器の製造
東邦化研工業株式会社	10	100	合成樹脂塗料の製造および販売
	万米ドル		
上海欧利生東邦塗料有限公司	602	60	合成樹脂塗料の製造および販売
欧利生塗料（天津）有限公司	585	88 (29)	合成樹脂塗料の製造および販売
欧利生東邦塗料（東莞）有限公司	300	60	合成樹脂塗料の製造および販売
欧利晶精密机械（上海）有限公司	80	100	精密機構部品の製造および販売
	千タイバーツ		
オリジン・イーソン・ペイント株式会社	30,000	45	合成樹脂塗料の製造および販売

（注） 当社の出資比率の（ ）内は、間接出資比率であり、内数となっております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は当連結会計年度において経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益の黒字を達成いたしました。引き続き経常的に利益を確保できる経営体制の確立を目指してまいります。

事業セグメント毎の具体的な施策は以下のとおりです。

[エレクトロニクス事業]

通信用電源や高電圧電源での独自技術を生かした高付加価値製品のタイムリーな開発・市場投入を図るとともに、国内市場での拡大が期待されるエネルギー分野および医療分野でのグローバル展開で売上拡大を目指します。また、生産管理システムの再構築により、子会社や関連会社の業務の効率化を図り、生産性向上、原価低減に努めます。

[メカトロニクス事業]

MDB（Mobile Display Bonder）の中国市場への更なる拡販と、自動車部品用大型溶接機および光半導体用小型溶接機の伸張を進め、真空ソルダリングシステムはパワー半導体市場の深耕とLED新市場への拡大を図ります。

また次の柱となるべく新規事業の開拓を推進し、安定した売上の確保と更なるグローバル化を目指します。

[ケミトロニクス事業]

① 国内

自動車メーカーに対するアプローチを強化し、承認活動に注力します。国内市場の深耕、販売網の更なる拡充を図ります。意匠性塗料から機能性塗料に裾野を広げ、次世代に繋がる柱の創出を目指します。

② 海外

海外拠点（中国、タイ、インドネシア）の最適化と品質管理強化を推進します。事業部と連動した自動車分野の更なるグローバル対応の強化を目指します。

[コンポーネント事業]

業務の効率化と営業・技術の相互強化により顧客対応力の向上を図ります。

① 半導体デバイス

拡販重点市場への展開と新技術の導入により新製品の開発に努めると共に、歩留・生産性の向上により原価低減を行い、利益率改善を図ります。

② 精密機構部品

既存品、新製品による新市場参入、引き合い確保、海外への販路拡大による売上拡大、および効率的な購買活動による利益改善、業容拡大に向けた体制強化を図ります。

株主の皆様におかれましては、何卒より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社グループは、当社、子会社12社および関連会社３社で構成されており、エレクトロニクス事業、メカトロニクス事業、ケミトロニクス事業、コンポーネント事業を展開しております。

主要製品の製造および販売は次のとおりであります。

部門		製品名
エレクトロニクス事業	電源機器	各種直流電源機器、無停電電源機器、直流高電圧電源機器
メカトロニクス事業	システム機器	コンデンサ式抵抗溶接機、光ディスク記録膜・保護膜塗布装置（スピンコータ）、BD製造装置、光学デバイス貼合せ装置(MDB)、真空ソルダリングシステムおよび各種システム機器
ケミトロニクス事業	合成樹脂塗料	プラスチック用塗料、プラスチック用水系塗料、非鉄金属用塗料、UV硬化塗料、触感塗料、真空蒸着用塗料
コンポーネント事業	半導体デバイス	高速ダイオード、整流ダイオード、ショットキーバリアダイオード、サージ吸収素子等の半導体およびその複合モジュール
	精密機構部品	ミニチュアベアリング、ワンウェイクラッチ、トルクリミッタ、小型メカニカル製品およびその複合品

(6) 主要な営業所および工場（平成28年３月31日現在）

名称		所在地
オリジン電気株式会社	本社さいたま新都心オフィス	埼玉県さいたま市中央区
	本社事業所	埼玉県さいたま市桜区
	間々田工場	栃木県小山市
	瑞穂工場	東京都西多摩郡瑞穂町
	吉見工場	埼玉県比企郡吉見町
	大阪支店	大阪府大阪市北区
	名古屋支店	愛知県名古屋市中村区
	台湾支店	台湾桃園縣桃園市
北海道オリジン株式会社（子会社）	本社および工場	北海道三笠市
埼玉オリジン株式会社（子会社）	本社および工場	埼玉県比企郡吉見町
	第二工場	茨城県結城市
東邦化研工業株式会社（子会社）	本社および工場	東京都足立区
上海欧利生東邦塗料有限公司（子会社）	本社および工場	中国上海市
欧利生塗料（天津）有限公司（子会社）	本社および工場	中国天津市
欧利生東邦塗料（東莞）有限公司（子会社）	本社および工場	中国東莞市
欧利晶精密机械（上海）有限公司（子会社）	本社および工場	中国上海市
オリジン・イーソン・ペイント株式会社（子会社）	本社および工場	タイ国バンコク市

（注）１．平成27年11月２日付をもって、本社を移転いたしました。
２．当社は、平成27年11月２日付で本店所在地を「東京都豊島区」から「埼玉県さいたま市桜区」へ変更しております。
３．平成27年９月24日付をもって、吉見工場を新設いたしました。

(7) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,215（263）名	△32（3）名

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
711（40）名	△25（4）名	43.7歳	15.4年

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,410百万円
株式会社山梨中央銀行	403百万円
株式会社足利銀行	353百万円
株式会社埼玉りそな銀行	337百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　133,000,000株
② 発行済株式の総数　33,499,931株
③ 株主数　5,136名
④ 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,880千株	5.63%
株式会社みずほ銀行	1,656千株	4.96%
オリジン電気協力会持株会	1,638千株	4.91%
明治安田生命保険相互会社	1,513千株	4.53%
株式会社りそな銀行	780千株	2.34%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	670千株	2.01%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	666千株	2.00%
トーア再保険株式会社	606千株	1.82%
みずほ信託銀行株式会社	523千株	1.57%
JUKI株式会社	479千株	1.44%

（注）1．持株数の千株未満は、切り捨てております。
2．持株比率は、自己株式（122,667株）を控除して計算しております。
3．持株比率は、小数点第３位以下を四捨五入しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成28年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	妹尾一宏	
取締役常務執行役員	篠原信一	研究開発本部長（兼）ディスプレイ事業管掌
取締役上席執行役員	高木克征	管理本部長
取締役上席執行役員	源島康広	コンポーネント事業部長
取締役執行役員	門脇賢	メカトロニクス事業部長（兼）システム営業部長
取締役執行役員	樋口淳一	ケミトロニクス事業部長 上海欧利生東邦塗料有限公司董事長 欧利生塗料（天津）有限公司董事長 欧利生東邦塗料（東莞）有限公司董事長
取締役執行役員	戸塚晶一	エレクトロニクス事業部長（兼）大阪支店管掌
取締役執行役員	山本誠司	経営企画部長
取締役	髙田忠美	
常勤監査役	津吹茂	
常勤監査役	光内俊雄	サンビル株式会社非常勤監査役
常勤監査役	佐藤信人	

（注）１．取締役髙田忠美氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．常勤監査役津吹　茂氏および常勤監査役光内俊雄氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．取締役佐藤　登氏は、平成27年６月26日開催の第114期定時株主総会終結の時をもって、取締役を任期満了により退任いたしました。
４．常勤監査役津吹　茂氏は、明治安田生命保険相互会社において長年にわたり財務部門に在籍し、財務および会計に関する相当程度の知見と幅広い見識を有するものであります。
５．常勤監査役光内俊雄氏は、サンビル株式会社の非常勤監査役として監査業務に従事し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
６．常勤監査役佐藤信人氏は、金融機関での経験と当社海外拠点での経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
７．社外取締役髙田忠美氏、社外監査役津吹　茂氏および社外監査役光内俊雄氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

② 取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	支給額
取締役	10名	127百万円
監査役	3名	40百万円
合計（うち社外役員）	13名（3名）	168百万円（31百万円）

（注）1．支給額の百万円未満は、切り捨てております。
2．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3．取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第106期定時株主総会において年額230百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4．監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第106期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
5．上記の取締役の支給人員には平成27年6月26日開催の第114期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

③ 社外役員に関する事項

イ．重要な兼職先と当社との関係

監査役光内俊雄氏は、サンビル株式会社の非常勤監査役を兼務しております。
サンビル株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（21回開催）		監査役会（11回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役　髙田忠美	15回	100%	－	－
監査役　津吹　茂	21回	100%	11回	100%
監査役　光内俊雄	21回	100%	11回	100%

・取締役会および監査役会における発言状況

取締役髙田忠美氏は、平成27年6月26日に就任以降開催の取締役会の全てに出席し、議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。

監査役津吹　茂氏は、当該事業年度開催の取締役会、監査役会の全てに出席し、議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。

監査役光内俊雄氏は、当該事業年度開催の取締役会、監査役会の全てに出席し、議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社は、髙田忠美氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第423条第１項の責任につき、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名　　称　　協立監査法人

② 報 酬 等 の 額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

（注）１．会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
当社監査役会は、社内関係部署および会計監査人から必要な資料の入手と報告の聴取等を通じ、会計監査人の監査計画の内容、過年度の職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。
２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
３．海外にある当社の重要な連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づいた監査役会の決定により解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることといたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次の通りであります。

① 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ企業の社会的責任を果たすため、オリジン電気グループ行動憲章を定め、当社グループ全体に周知徹底させる。

ロ．「コンプライアンス委員会」を設置し、担当取締役を置き、「コンプライアンス基本規程」を定め、定期的にコンプライアンス方針・実行計画を策定し、それを実施する。

ハ．当社グループの取締役および使用人に対し、研修、マニュアル作成・配布を行うこと等により、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

ニ．「内部通報規程」を定め、組織的または個人的な法令違反行為等の通報を受ける窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正を図る。

会社は、通報したことを理由として通報者に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じる。

ホ．市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ．重要な意思決定および報告に関しては、議事録や稟議書等の文書の作成、保存および廃棄に関する基本的管理事項を「文書取扱規程」に定め対応する。

ロ．情報管理については、「情報管理規程」の他、法令・社内規程に基づき、基本方針を定め、対応する。

ハ．取締役および監査役は、「文書取扱規程」により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 当社グループの損失の危機の管理に関する規程その他の体制

イ．リスク管理全体を統括する「リスクマネジメント委員会」を設置し、担当取締役を置き、「リスクマネジメント基本規程」を定め、リスク管理体制の構築および運用を行う。

ロ．各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。また各事業部門長は、定期的もしくは取締役会の要請に応じて、リスク管理の状況を取締役会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．定例の取締役会を毎月２回開催し、重要事項を決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

また、業務の運営については、３ヵ年事業計画を立案し、全社的な目標を設定する。各事業部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

ロ．代表取締役社長・担当取締役および各事業部門長を中心とした幹部会議を毎月２回開催し、各部門の業務執行に関し、報告、課題の提起、協議または調整を行う。

⑤　当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．オリジン電気グループ行動憲章に基づき、当社グループ全体のコンプライアンスを統制・推進する体制をとる。また、子会社管理の担当部署を置き、子会社の自主性を尊重するとともに、事業内容の定期的な報告と重要な案件についての事前協議を行う。

ロ．監査役および内部監査室は、海外を含めた当社グループの定期的な監査を実施し、監査結果を取締役会・担当部署に報告する。

⑥　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告に係る透明性・信頼性の確保および内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制委員会」を設置し、担当取締役を置き、「財務報告に係る内部統制基本規程」を定め、財務報告に係る内部統制が有効に行われるよう、整備、運用、評価および継続的な見直しを行う。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査役の職務を補助すべき使用人の設置の必要性が生じた場合、または監査役からの要求があるときは速やかに監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くような体制を整備し、その業務内容については、取締役からの独立性を含めて、取締役と監査役が協議決定する。

ロ．人事等については、監査役会の事前の同意を得るものとする。

⑧　取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．当社および当社グループの取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

ロ．前号に従い、監査役への報告を行った当社および当社グループの取締役および使用人に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じる。

ハ．監査役からその職務の執行について生じる費用の前払い、または債務の処理の請求があった場合は、直ちにこれを支払う。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、各委員会や幹部会などの会議に出席するとともに、稟議書や重要な文書を閲覧し、必要に応じてその説明を求めることとする。

ロ．監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、意見の交換、情報の聴取等を行うなど連携を図る。

ハ．代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通および効率的な監査の遂行を図る。

⑩　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

イ．内部統制システム全般

当社および子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部統制に係る組織がモニタリングし、改善を進めております。また、内部統制に係る組織は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

ロ．コンプライアンス

コンプライアンスに係る教育は定期的に実施しており、当社および子会社ならびにその全役職員のコンプライアンスの意識の向上を図っております。

また、当社は内部通報窓口を設置しており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

ハ．リスク管理

当社および子会社の危機管理に関する基本的事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす事項を未然に防止すること、および万一発生した場合の被害の極小化を図ることを目的とし、特別リスク検討リストを作成し、当社のリスクに関する組織としてリスクマネジメント委員会（当事業年度は４回開催）を設置し、リスクへの対応を図り、危機管理に必要な体制を整備しております。

ニ．当社グループにおける業務の適正の確保

グループ各社への取締役および監査役の派遣・株主権の行使、内部監査室によるグループ各社への内部監査の実施、グループ各社管理部門の設置等により、グループ各社の業務の適正の確保に努めています。

また、当社およびグループ各社における取締役会の十分な監視・監督機能の発揮のため、社外取締役を選任したことで、当社およびグループ各社のガバナンス強化に努めております。

ホ. 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

社外監査役を含む監査役は、取締役会への出席および常勤監査役による経営会議およびその他の重要会議への出席を通じて、内部統制に係る組織が担当する内部統制の整備、運用状況を確認しております。

また、会計監査人、内部監査室との内部統制に係る組織と必要に応じて双方的な情報交換を実施することで当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

(6) 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等が為された場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉が必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

したがいまして、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模な買付等またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配するものとしては不適切であると考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多くの投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。

これらの取組みは、上記①の基本方針の実現に資するものと考えております。

イ．当社経営理念

当社は、創業以来、時代の求める技術を独自に開発し「カスタム製品の開発」と「製品の多様化」を事業指針として事業領域の拡大を図ってまいりました。当社は現在、経営理念として、

人類社会に役立つ存在感あふれる企業を目指し、

・世界から情報が集まる「開かれた企業」となろう
・オンリーワン技術を磨く「独自性のある企業」となろう
・先端技術を担う社員の「自己実現の場である企業」となろう

を掲げ、コア技術の更なる強化、新技術、新市場へのチャレンジで価値創造・向上に努めております。

ロ．中期経営計画に基づく取組み

当社グループは2016年４月1日開始年度から新たな３ヵ年中期経営計画を策定いたしました。その内容は次のとおりであります。

『世界に通用する技術で未来を創出』“Our Technologies Realize Your Dreams”を掲げ、国内ビジネスの強化、海外ビジネスの推進に努めてまいります。

その基本方針は以下のとおりであります。

① お客様満足度を高める研究、開発、技術、購買、生産、販売力の強化
・基幹技術、科学力の増強により、全階層によるトータルな製品開発力を強化し、お客様のニーズに的確に応えていきます。
・国内外における新製品の上市および新市場参入を推進していきます。
・グローバル対応に向けたものづくり体制の更なる構造改革を進めます。

② 基盤となる社内グローバルインフラの強化
・環境の変化に即応できるグローバル態勢整備を進め、国内外の子会社、関連会社を含めたグループ力の強化を図ります。

③ 世界で活躍する人財の育成
・人財のグローバル化を推進し、グループ間の人財交流ならびに人財登用も進め、グローバル要員の拡充を図ります。

④　オリジン電気グループによる共創

・子会社、関連会社を含めたグループ全体の相乗効果を更に高めることで、業務効率化を図り、生産性向上や原価低減に努めます。

また、地球環境保全につきましても、地球環境問題に配慮した企業活動をより一層推進することにより、社会的責任を果たし、オリジン電気グループ行動憲章に則り、これらの活動を着実に実施してまいります。

ハ．コーポレート・ガバナンス（企業統治）強化等による企業価値向上への取組み

当社は、「公正かつ健全で透明性の高い企業経営を目指す」をコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とし、変化の激しい市場において長期的に企業業績の成長を図り企業価値の最大化を追求するため、市場競争力の強化向上を目指しながら事業を迅速に運営し、グローバルに展開できる効率的なグループ体制の確立と公正かつ健全で透明性の高い経営の実現に向け、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めております。

当社は、これらの取組みとともに、コンプライアンスをはじめ内部統制の強化、地球環境への配慮を進める一方、事業におけるリスクの極小化や品質向上の徹底、海外市場の開拓や成長が見込まれる分野への経営資源の傾斜配分など、当社グループ全体の構造転換も一層進めることにより、さらに株主の皆様を始め顧客、取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、中長期に亘る企業価値ひいては株主共同の利益の確保および安定的な向上に注力してまいります。

③　会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は、当初平成20年６月27日開催の当社第107期定時株主総会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして導入いたしました「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」について、企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容や社会・経済情勢の変化等を踏まえ、従前の買収防衛策の一部語句の修正（以下継続後の対応策を「本プラン」といいます。）し、継続することについて、株主の皆様に直近、平成26年６月26日開催の当社第113期定時株主総会においてご承認をいただいております。

イ．本プランの目的

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為が為された場合の対応方針を含めた買収防衛策として、平成26年６月26日開催の当社定時株主総会における株主の皆様のご承認をいただき、対応策の内容を一部変更し、本プランとして継続することといたしました。

ロ．本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20％以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となる当社株券等の買付行為といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）といいます。

ハ．独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程に基づき、独立委員会を設置いたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、必要に応じて当社の費用で、独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

ニ．大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

ホ．大規模買付行為が実施された場合の対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと取締役会が判断した場合には対応措置をとることがあります。また、当該取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い発動の決議について株主総会の開催を要請する場合、または独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けた上で、当社取締役会が株主の皆様のご意見を反映すべきと判断した場合には、株主総会を開催することとします。

ヘ．本プランの適用開始、有効期限、継続および廃止

本プランは、平成26年６月26日の当社定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき継続しており、その有効期限は平成29年６月開催予定の当社定時株主総会終結の時までの３年間となっております。

ただし、本プランの継続（一部修正した上での継続を含む）については定時株主総会において承認可決を得ることとします。

また、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランは廃止されるものとします。

④　本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

イ．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

ロ．株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

ハ．株主意思を反映するものであること

本プランは、平成26年６月26日開催の当社定時株主総会において、本プランの継続に関する株主の皆様のご意思を確認させていただいており、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

ニ．独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

ホ．デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期を１年としており、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではございません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

以　上

連結貸借対照表

(平成28年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**25,935**	**流動負債**	**12,556**
現金及び預金	8,334	支払手形及び買掛金	6,690
受取手形及び売掛金	8,506	短期借入金	2,500
電子記録債権	969	１年内返済予定の長期借入金	530
商品及び製品	1,654	未払法人税等	87
仕掛品	3,972	賞与引当金	525
原材料及び貯蔵品	1,587	役員賞与引当金	22
繰延税金資産	483	固定資産解体費用引当金	304
その他	446	その他	1,894
貸倒引当金	△20	**固定負債**	**4,652**
固定資産	**16,828**	長期借入金	777
有形固定資産	**11,261**	退職給付に係る負債	3,834
建物及び構築物	5,164	その他	40
機械装置及び運搬具	923	**負債合計**	**17,208**
土地	4,298	**(純資産の部)**	
建設仮勘定	85	**株主資本**	**20,657**
その他	788	**資本金**	**6,103**
無形固定資産	**828**	**資本剰余金**	**3,454**
投資その他の資産	**4,738**	**利益剰余金**	**11,191**
投資有価証券	4,087	**自己株式**	**△92**
長期貸付金	11	**その他の包括利益累計額**	**2,291**
繰延税金資産	289	**その他有価証券評価差額金**	**1,190**
その他	433	**為替換算調整勘定**	**1,100**
貸倒引当金	△84	**非支配株主持分**	**2,606**
資産合計	**42,764**	**純資産合計**	**25,555**
		負債・純資産合計	**42,764**

(注)　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**32,372**
売上原価		**23,934**
売上総利益		**8,437**
販売費及び一般管理費		**6,876**
営業利益		**1,560**
営業外収益		
受取利息及び配当金	196	
その他の営業外収益	228	425
営業外費用		
支払利息	32	
その他の営業外費用	193	226
経常利益		**1,759**
特別利益		
固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	31	34
特別損失		
固定資産除却損	17	
固定資産売却損	0	
関係会社株式評価損	4	
本社移転費用	50	
製品補償費	61	134
税金等調整前当期純利益		**1,659**
法人税、住民税及び事業税	389	
法人税等調整額	94	484
当期純利益		**1,175**
非支配株主に帰属する当期純利益		164
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,010**

（注）　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,103	3,454	10,449	△88	19,919
当期変動額					
剰余金の配当			△267		△267
従業員奨励福利基金			△1		△1
親会社株主に帰属する当期純利益			1,010		1,010
自己株式の取得				△4	△4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	741	△4	737
当期末残高	6,103	3,454	11,191	△92	20,657

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,590	1,398	2,989	2,784	25,693
当期変動額					
剰余金の配当					△267
従業員奨励福利基金					△1
親会社株主に帰属する当期純利益					1,010
自己株式の取得					△4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△399	△298	△697	△177	△875
当期変動額合計	△399	△298	△697	△177	△137
当期末残高	1,190	1,100	2,291	2,606	25,555

（注）　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**17,154**	**流動負債**	**11,147**
現金及び預金	3,083	支払手形	1,265
受取手形	1,027	買掛金	4,637
電子記録債権	968	短期借入金	2,500
売掛金	5,467	1年内返済予定の長期借入金	530
商品及び製品	1,181	リース債務	22
仕掛品	3,661	未払金	532
原材料及び貯蔵品	845	未払費用	381
前払費用	39	前受金	34
繰延税金資産	439	預り金	30
短期貸付金	34	預り保証金	265
未収入金	346	賞与引当金	435
未収還付法人税等	58	役員賞与引当金	22
その他	12	固定資産解体費用引当金	304
貸倒引当金	△12	設備関係支払手形	166
固定資産	**16,635**	その他	19
有形固定資産	**9,462**	**固定負債**	**4,304**
建物	3,672	長期借入金	777
構築物	172	リース債務	33
機械及び装置	630	退職給付引当金	3,491
車両運搬具	22	その他	1
工具、器具及び備品	623	**負債合計**	**15,451**
土地	4,201	**(純資産の部)**	
リース資産	54	**株主資本**	**17,149**
建設仮勘定	84	**資本金**	**6,103**
無形固定資産	**480**	**資本剰余金**	**3,454**
借地権	19	資本準備金	1,600
ソフトウエア	167	その他資本剰余金	1,854
ソフトウエア仮勘定	250	**利益剰余金**	**7,661**
その他	42	その他利益剰余金	7,661
投資その他の資産	**6,692**	繰越利益剰余金	7,661
投資有価証券	3,192	**自己株式**	**△70**
関係会社株式	1,403	**評価・換算差額等**	**1,188**
関係会社出資金	1,054	**その他有価証券評価差額金**	**1,188**
長期貸付金	322	**純資産合計**	**18,338**
長期前払費用	16		
繰延税金資産	543		
差入保証金	47		
その他	218		
貸倒引当金	△107		
資産合計	**33,789**	**負債・純資産合計**	**33,789**

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成27年 4 月 1 日から
平成28年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**25,209**
売上原価		**19,534**
売上総利益		**5,675**
販売費及び一般管理費		**5,265**
営業利益		**409**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	464	
その他の営業外収益	491	955
営業外費用		
支払利息	32	
その他の営業外費用	288	320
経常利益		**1,044**
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	31	32
特別損失		
固定資産除却損	16	
関係会社株式評価損	4	
本社移転費用	50	
製品補償費	61	132
税引前当期純利益		**944**
法人税、住民税及び事業税	129	
法人税等調整額	28	157
当期純利益		**786**

（注） 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	6,103	1,600	1,854	3,454	7,141	7,141
当期変動額						
剰余金の配当					△267	△267
当期純利益					786	786
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	519	519
当期末残高	6,103	1,600	1,854	3,454	7,661	7,661

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△68	16,631	1,583	1,583	18,214
当期変動額					
剰余金の配当		△267			△267
当期純利益		786			786
自己株式の取得	△1	△1			△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△394	△394	△394
当期変動額合計	△1	518	△394	△394	123
当期末残高	△70	17,149	1,188	1,188	18,338

（注） 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月17日

オリジン電気株式会社
　取締役会　御中

協立監査法人
代表社員 業務執行社員　公認会計士　南　部　敏　幸　㊞
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　　宏　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、オリジン電気株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オリジン電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月17日

オリジン電気株式会社
　取締役会　御中

協立監査法人
代表社員 業務執行社員　公認会計士　南　部　敏　幸　㊞
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　　宏　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、オリジン電気株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第115期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議（戦略会議、業績会議、部店長会議、品質会議、技術開発会議、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会、財務報告に係る内部統制委員会、事業計画説明会、各部門別原価会議等）に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類（社長決裁稟議書）等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査（第２四半期、本決算実地棚卸監査）いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換（関連子会社監査役連絡会、月次業況報告書等）を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明（内部統制システム監査、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会、財務報告に係る内部統制委員会、代表取締役との情報交換会等）いたしました。さらに、現行内部統制システムの定着度合い及び問題点の有無と業務執行状況を確認するため、各取締役に（「内部統制システム自己評価記入シート」並びに「業務執行確認書」）の提出を求め調査いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証（監査計画概要書、本決算現物照合実査立会い、第２四半期/本決算実地棚卸監査立会い等）するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告（四半期レビュー実施説明書、期中工場会計監査講評等）を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明（監査法人打合せ会）を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月23日

オリジン電気株式会社　監査役会

常勤社外監査役　津　吹　　茂　㊞
常勤社外監査役　光　内　俊　雄　㊞
常 勤 監 査 役　佐　藤　信　人　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして１株につき3.5円とさせていただきたいと存じます。

（１）配当財産の種類
　　金銭

（２）配当財産の割当に関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき　　金3.5円
　　総額　　116,820,424円

（３）剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成28年６月30日

第２号議案　定款の一部変更の件

１．提案の理由

（１）平成27年５月１日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号）により、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く「監査等委員会設置会社」への移行が可能となりました。当社といたしましては、取締役会の監督機能の強化によるコーポレートガバナンスの一層の充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の健全性と効率性を高め、さらなる企業価値の向上を図るため、「監査等委員会設置会社」に移行することといたしました。
　これに伴い、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除等、「監査等委員会設置会社」への移行に必要な変更を行うものであります。

（２）機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第１項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第34条（剰余金の配当等の決定機関）を新設することとし、これに伴い、現行定款第39条（剰余金の配当）および第40条（中間配当）を削除するとともに、変更案第35条(剰余金の配当の基準日）を新設するものであります。

（３）上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

　変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
第１条～第３条（省略）	第１条～第３条（現行どおり）
第４条（機関） 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人	第４条（機関） 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査等委員会 （削除） ３．会計監査人
第５条（省略）	第５条（現行どおり）
第２章　株　　式	第２章　株　　式
第６条～第12条（省略）	第６条～第12条（現行どおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第13条～第18条（省略）	第13条～第18条（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
第19条（員数） 当会社の取締役は、15名以内とする。	第19条（員数） 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、15名以内とする。 ②当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。
（新設）	
第20条（選任方法） 取締役は、株主総会において選任する。	第20条（選任方法） 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。
②（省略） ③（省略）	②（現行どおり） ③（現行どおり）

現行定款	変更案
第21条（任期） 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条（任期） 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	②監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第22条（省略）	第22条（現行どおり）
第23条（取締役会の招集権者および議長） （省略） ②（省略）	第23条（取締役会の招集権者および議長） （現行どおり） ②（現行どおり）
（新設）	③前２項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。
第24条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	第24条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第25条（省略）	第25条（現行どおり）
（新設）	第26条（取締役への重要な業務執行の決定の委任） 当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第26条（省略）	第27条（現行どおり）
第27条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	第28条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

現行定款	変更案
第28条（省略）	第29条（現行どおり）
第29条（相談役および顧問） 当会社は、取締役会の決議により相談役および顧問を置くことができる。	（削除）
第５章　監査役および監査役会	（削除）
第30条（員数） 当会社の監査役は、４名以内とする。	（削除）
第31条（選任方法） 監査役は、株主総会において選任する。 ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
第32条（任期） 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
第33条（常勤の監査役） 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）
第34条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削除）
第35条（監査役会規則） 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	（削除）
第36条（報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
第37条（監査役の責任免除） 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間で同法第423条第１項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。	（削除）

現行定款	変更案
(新設)	第５章　監査等委員会
(新設)	第30条（常勤の監査等委員） 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(新設)	第31条（監査等委員会の招集通知） 監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	第32条（監査等委員会規則） 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第６章　計　算	第６章　計　算
第38条（省略）	第33条（現行どおり）
(新設)	第34条（剰余金の配当等の決定機関） 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
第39条（剰余金の配当） 剰余金の配当は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。	(削除)
(新設)	第35条（剰余金の配当の基準日） 当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。 ②当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。 ③前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
第40条（中間配当） 当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる。	(削除)

現行定款	変更案
第41条（剰余金の配当金等の除斥期間） 配当財産が金銭である場合は、剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。	第36条（剰余金の配当金の除斥期間） 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

第２号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は、「監査等委員会設置会社」へ移行し、取締役９名全員は、会社法第332条第７項第１号の定めに従い、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	妹尾（せお）一宏（かずひろ） （昭和30年３月28日生）	昭和53年４月　当社入社 平成14年５月　当社機器事業部技術部長 平成15年６月　当社エレクトロニクス事業部部付（部長） 平成18年４月　当社管理本部総務部長 平成19年７月　当社管理本部副本部長（兼）総務部長 平成20年６月　当社取締役 平成21年４月　当社エレクトロニクス事業部長委嘱 平成22年５月　当社エコエコ推進室長委嘱 平成22年６月　当社執行役員エレクトロニクス事業部長（兼）エコエコ推進室長委嘱 平成24年６月　当社代表取締役社長（現任）	47,000株
	監査等委員でない取締役候補者とする理由 妹尾一宏氏は、当社電源機器の技術開発部門での業務経験を経て、埼玉オリジン株式会社代表取締役社長、監査役を歴任しており、経営的立場においても豊富な経験を有しております。平成24年６月より当社の代表取締役社長を務めており、当社のグループ経営の推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2	篠原信一（しのはらしんいち） （昭和31年12月17日生）	昭和54年４月　当社入社 平成15年４月　当社研究開発本部研究開発室長 平成17年６月　当社研究開発本部長 平成19年６月　当社取締役（現任） 平成19年６月　当社研究開発本部長委嘱 平成21年６月　当社メカトロニクス事業部長委嘱 平成22年６月　当社執行役員メカトロニクス事業部長委嘱 平成24年１月　当社執行役員メカトロニクス事業部長（兼）システム営業部長（兼）品質統括室長委嘱 平成24年６月　当社上席執行役員メカトロニクス事業部長（兼）品質統括室担当委嘱 平成25年６月　当社上席執行役員研究開発本部長（兼）メカトロニクス事業部長委嘱 平成26年６月　当社常務執行役員研究開発本部長（兼）メカトロニクス事業部長委嘱 平成27年６月　当社常務執行役員研究開発本部長（兼）ディスプレイ事業管掌委嘱（現任）	29,000株
	監査等委員でない取締役候補者とする理由 篠原信一氏は、当社研究開発部門での業務経験を経て、メカトロニクス事業部長就任含め様々な功績を残しております。平成26年６月より常務執行役員研究開発本部長を務めており、当社の経営的視点から研究開発、品質向上に適任であると判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	高木 克征（たかぎ かつゆき） （昭和31年7月18日生）	昭和54年 4 月　株式会社富士銀行入行 平成15年 4 月　株式会社みずほコーポレート銀行 札幌営業部長 平成17年 4 月　同行兜町証券営業部長 平成18年 9 月　当社入社 平成19年 6 月　当社取締役（現任） 平成19年 6 月　当社経営統括部長委嘱 平成20年 6 月　当社経営統括部長（兼）内部監査室長委嘱 平成21年 4 月　当社管理本部長委嘱 平成22年 6 月　当社執行役員管理本部長委嘱 平成23年 7 月　当社執行役員管理本部長（兼）間々田工場長（兼）情報システム部長委嘱 平成24年 6 月　当社上席執行役員管理本部長（兼）間々田工場長（兼）情報システム部長委嘱 平成25年 1 月　当社上席執行役員管理本部長（兼）間々田工場長委嘱 平成25年 6 月　当社上席執行役員管理本部長委嘱（現任）	25,000株
	監査等委員でない取締役候補者とする理由 高木克征氏は、金融機関での豊富な経験を活かし、当社入社後は経営統括部門にて実績を積み、現在当社管理本部長として当社グループ管理部門を統括する立場として適任であると判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	源島 康広（げんじま やすひろ） （昭和32年５月12日生）	昭和58年４月　当社入社 平成13年４月　当社塗料事業部技術部長 平成17年10月　当社塗料事業部技術部部付（部長） 平成21年５月　当社研究開発本部副本部長 平成21年６月　当社取締役（現任） 平成21年６月　当社研究開発本部長委嘱 平成21年９月　当社研究開発本部長（兼）知的財産室長委嘱 平成22年４月　当社研究開発本部長委嘱 平成22年６月　当社執行役員研究開発本部長委嘱 平成25年６月　当社執行役員エレクトロニクス事業部長委嘱 平成26年４月　当社執行役員エレクトロニクス事業部長（兼）新規事業推進室長委嘱 平成26年６月　当社執行役員エレクトロニクス事業部長委嘱 平成27年６月　当社上席執行役員コンポーネント事業部長委嘱（現任）	27,000株
	監査等委員でない取締役候補者とする理由 源島康広氏は、当社の塗料事業の研究開発やグローバル展開で培った豊富な知識と経験を研究開発本部にてより深耕し、エレクトロニクス事業部を経て、現在コンポーネント事業部にて手腕を発揮しております。当社の経営戦略に貢献できるものと判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5	門脇（かどわき）　賢（まさる） （昭和29年７月23日生）	昭和54年４月　当社入社 平成17年４月　当社エレクトロニクス事業部第１営業部長 平成21年４月　当社エレクトロニクス事業部副事業部長（兼）営業部長 平成22年４月　当社エレクトロニクス事業部副事業部長（兼）ＡＰ開発室長 平成22年６月　当社執行役員エレクトロニクス事業部副事業部長（ＰＤ統括）（兼）ＡＰ開発室長 平成24年６月　当社取締役（現任） 平成24年６月　当社執行役員エレクトロニクス事業部長委嘱 平成25年６月　当社執行役員間々田工場長委嘱 平成25年７月　当社執行役員コンポーネント事業部長（兼）間々田工場長委嘱 平成27年６月　当社執行役員メカトロニクス事業部長委嘱 平成27年９月　当社執行役員メカトロニクス事業部長（兼）システム営業部長委嘱（現任）	17,000株
	監査等委員でない取締役候補者とする理由 門脇　賢氏は、当社の技術、営業部門での経験を活かし、エレクトロニクス事業部、コンポーネント事業部を経て、現在メカトロニクス事業部にて手腕を発揮しております。当社の高い技術力の維持向上を図り、当社の経営に貢献できると判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
6	樋口 淳一（ひぐち じゅんいち） （昭和34年３月27日生）	昭和57年４月　当社入社 平成15年４月　当社塗料事業部営業部次長 平成18年４月　当社塗料事業部営業部部長（市場開拓担当） 平成19年８月　当社塗料事業部営業部長 平成21年７月　当社塗料事業部部長 平成24年６月　当社執行役員塗料事業部副事業部長（中国統括） 平成25年６月　当社取締役（現任） 平成25年６月　当社執行役員塗料事業部長委嘱 平成25年７月　当社執行役員ケミトロニクス事業部長委嘱（現任） （重要な兼職の状況） 上海欧利生東邦塗料有限公司董事長 欧利生塗料（天津）有限公司董事長 欧利生東邦塗料（東莞）有限公司董事長	9,000株
	監査等委員でない取締役候補者とする理由 樋口淳一氏は、当社入社以来、技術および営業部門での豊富な知識と経験を活かし塗料事業の発展とグローバル化に貢献した実績も含めて、当社の営業力を積み上げております。今後の販売戦略に対応できる能力を発揮できるものと判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
7	戸塚 晶一（とづか しょういち） （昭和29年８月30日生）	昭和53年４月　日本電信電話公社入社 平成16年４月　株式会社ＮＴＴファシリティーズ中国支店長 平成20年７月　株式会社ＮＴＴファシリティーズ営業本部ＮＴＴ営業統括部副部長 平成21年７月　当社入社 平成21年７月　当社エレクトロニクス事業部部長 平成22年４月　当社エレクトロニクス事業部営業部長 平成22年６月　当社執行役員エレクトロニクス事業部副事業部長（ＰＳ統括）（兼）営業部長 平成22年11月　当社執行役員エレクトロニクス事業部副事業部長（ＰＳ統括）（兼）営業部長（兼）大阪支店長 平成25年６月　当社執行役員エレクトロニクス事業部副事業部長（兼）営業部長 平成26年６月　当社取締役（現任） 平成26年６月　当社執行役員エレクトロニクス事業部副事業部長（兼）営業部長（兼）大阪支店担当委嘱 平成27年６月　当社執行役員エレクトロニクス事業部長（兼）大阪支店管掌委嘱（現任）	13,000株
	監査等委員でない取締役候補者とする理由 戸塚晶一氏は、他社での販売、サービス業務の豊富な知識と経験を活かし、電源機器市場の専門性を有しており、その後の企業経営の実績も積んでおります。今後の市場拡大、事業の発展に貢献できるものと判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
8	山本誠司（やまもとせいじ） （昭和29年６月19日生）	昭和52年４月　安田火災海上保険株式会社入社 平成20年10月　損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社業務部長 平成23年１月　当社入社 平成23年１月　当社管理本部経理部長 平成25年１月　当社管理本部経理部長（兼）情報システム部長 平成25年６月　当社執行役員管理本部副本部長（兼）経理部長（兼）情報システム部長 平成26年６月　当社取締役（現任） 平成26年６月　当社執行役員グローバル戦略部長委嘱 平成26年７月　当社執行役員経営企画部長委嘱（現任）	3,000株
	監査等委員でない取締役候補者とする理由 山本誠司氏は、損害保険会社での海外事業戦略含む豊富な経験を有しており、当社の国際的市場拡大を経営企画面から牽引し、当社の今後の推進すべき事業の方向性を明確に打ち出すための経営戦略に貢献できるものと判断し、取締役候補者としております。		

（注）　各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

第２号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は、「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

（※印は新任候補者）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	※ 佐藤（さとう） 信人（のぶひと） （昭和28年８月23日生）	昭和53年４月　株式会社富士銀行入行 平成14年４月　株式会社みずほ銀行西葛西支店副支店長・行徳支店副支店長 平成16年１月　同行お客様サービス部参事役 平成18年９月　当社入社 平成18年９月　当社塗料事業部業務部長 平成24年６月　当社常勤監査役（現任）	7,000株
	監査等委員である取締役候補者とする理由 佐藤信人氏は、金融機関での経験と、当社海外拠点での経験から幅広い知見を有しており、それを当社の経営全般の監査に活かしていただけると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。		
2	※ 大日方（おびなた） 勝彦（かつひこ） （昭和30年５月21日生）	昭和54年４月　安田生命保険相互会社入社 平成15年８月　安田投信投資顧問株式会社常務取締役業務本部長 平成17年12月　明治安田生命相互会社証券運用部長 平成21年４月　安田投信投資顧問株式会社常務取締役投信業務本部長 平成22年10月　明治安田アセットマネジメント株式会社取締役常務執行役員 平成26年４月　同社常勤監査役	0株
	監査等委員である取締役候補者とする理由 大日方勝彦氏は、生命保険会社での長年の経験における財務および会計に関する相当程度の知見と幅広い見識があり、今後も当社の監査に反映していただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	※ 東條 宏史（とうじょう ひろし） （昭和32年１月７日生）	昭和54年４月 日本火災海上保険株式会社入社 平成15年４月 日本興亜損害保険株式会社大阪営業第一部長 平成22年４月 同社執行役員公務部長 平成24年４月 同社常務執行役員営業推進部長 平成26年４月 日本興亜株式会社専務執行役員 平成26年９月 株式会社損害保険ジャパン専務執行役員 損害保険ジャパン日本興亜株式会社専務執行役員	0株
	監査等委員である取締役候補者とする理由 東條宏史氏は、損害保険会社での財務部門を含む経営全般に対して豊富な経験を有しており、それを当社の経営全般の監査に生かしていただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。		
4	※ 髙田 忠美（たかだ ただよし） （昭和30年２月22日生）	昭和53年４月 安田生命保険相互会社入社 平成10年４月 同社札幌中央支社長 平成18年４月 明治安田生命保険相互会社事務サービス企画部東京事務サービスセンター長 平成22年４月 株式会社ＭＹＪ取締役保全事務サービス部部長 平成25年２月 エムワイ総合企画株式会社管理本部部長 平成27年６月 当社取締役（社外）（現任）	0株
	監査等委員である取締役候補者とする理由 髙田忠美氏は、生命保険会社における豊富な経験および識見を有しており、独立した立場から取締役等の職務執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者としております。		

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．大日方勝彦氏、東條宏史氏、髙田忠美氏は、社外取締役の候補者であります。
３．当社と髙田忠美氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任限定する契約を締結しております。本議案が承認された場合、当社は新任候補者の佐藤信人氏、大日方勝彦氏、東條宏史氏、髙田忠美氏との間で会社法第423条第１項の責任について、法令が規定する額を限度とする契約を締結する予定であります。
４．髙田忠美氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって１年であります。
５．社外取締役髙田忠美氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。本議案が承認された場合、当社は新任候補者の大日方勝彦氏、東條宏史氏、髙田忠美氏を新たに独立役員として届け出る予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年６月28日開催の第106期定時株主総会において、年額230百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、第２号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は、「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬額を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額230百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と定めることならびに各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額および支給の時期等については、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は９名（うち社外取締役１名）でありますが、第２号議案および第３号議案が原案どおりに承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は８名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第２号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は、「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50百万円以内と定めることならびに各監査等委員である取締役に対する具体的金額および支給の時期等については、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

第２号議案および第４号議案が原案どおりに承認可決されますと、監査等委員である取締役は４名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

第７号議案　役員賞与支給の件

当期末時点の取締役９名（うち社外取締役１名）および監査役３名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額22,728,000円（取締役分19,208,000円（うち社外取締役分473,000円）、監査役分3,520,000円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役および監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については、第２号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員である取締役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

以　上

〈メ　モ　欄〉

第115期定時株主総会会場ご案内図

会　　場　埼玉県さいたま市中央区新都心11番地２
明治安田生命さいたま新都心ビル　22階
開催場所が昨年と異なりますので、お間違いないようご注意ください。
最寄り駅　ＪＲ京浜東北線・宇都宮線・高崎線
さいたま新都心駅　徒歩1分
ＪＲ埼京線　北与野駅　徒歩7分

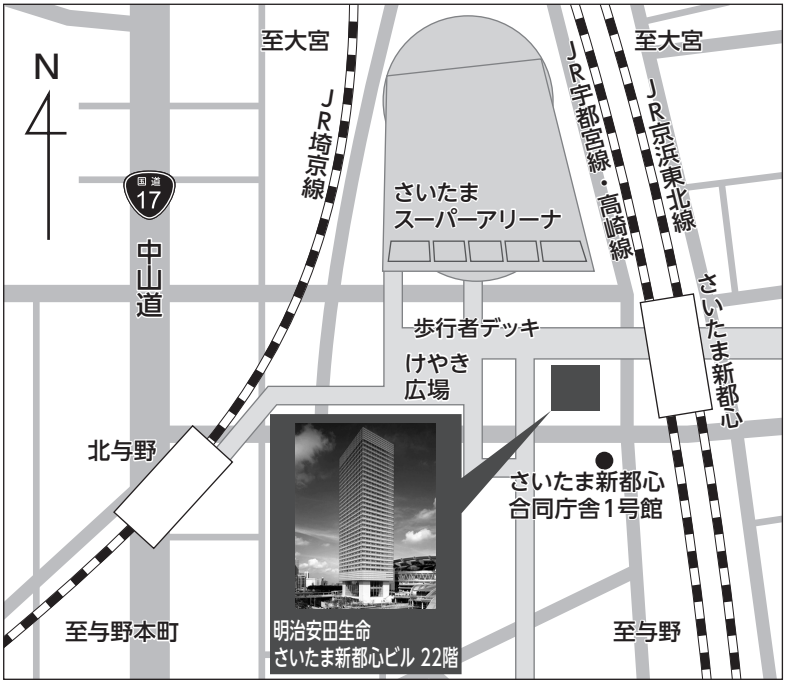

◎　株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願い申しあげます。

◎　当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申しあげます。

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C022915
www.fsc.org

オリジン電気株式会社